

久喜市議会  
平成26年11月定例会議案

## 議 案 目 録

議案第	81号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第	82号	平成26年度久喜市一般会計補正予算（第5号） について	3
議案第	83号	平成26年度久喜市一般会計補正予算（第6号） について	4
議案第	84号	平成26年度久喜市国民健康保険特別会計補正 予算（第2号）について	5
議案第	85号	平成26年度久喜市国民健康保険特別会計補正 予算（第3号）について	6
議案第	86号	平成26年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第2号）について	7
議案第	87号	平成26年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第3号）について	8
議案第	88号	平成26年度久喜市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第2号）について	9
議案第	89号	平成26年度久喜市下水道事業特別会計補正予 算（第2号）について	10
議案第	90号	平成26年度久喜市農業集落排水事業特別会計 補正予算（第2号）について	11
議案第	91号	平成26年度久喜市土地区画整理事業特別会計 補正予算（第2号）について	12
議案第	92号	平成26年度久喜市水道事業会計補正予算（第 2号）について	13
議案第	93号	久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例等の一部を改正する条例	14
議案第	94号	久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部 を改正する条例	16
議案第	95号	久喜市難病患者見舞金支給条例の一部を改正す る条例	29
議案第	96号	久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運 営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準を定め る条例	30

議案第 97号	久喜市地域包括支援センターの包括的支援事業 の実施に関する基準を定める条例	45
議案第 98号	久喜市保育所条例の一部を改正する条例	47
議案第 99号	久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する 条例	48
議案第 100号	久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例	49
議案第 101号	指定管理者の指定について	50
議案第 102号	指定管理者の指定について	51

議案第 8 1 号

専決処分の承認を求めることについて

平成26年度久喜市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成26年11月27日提出

久喜市長 田 中 暄 二

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年度久喜市一般会計補正予算（第4号）（別冊）

平成26年11月19日

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 8 2 号

平成 2 6 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号）について

平成 26 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 83 号

平成 26 年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号）について

平成 26 年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり提出する。

平成 26 年 11 月 27 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 8 4 号

平成 2 6 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

平成 26 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

久喜市長 田 中 暄 二



議案第 85 号

平成 26 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

平成 26 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 26 年 11 月 27 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第86号

平成26年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

平成26年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成26年11月27日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 87 号

平成 26 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

平成 26 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 26 年 11 月 27 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 88 号

平成 26 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

平成 26 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 26 年 11 月 27 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 89 号

平成 26 年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

平成 26 年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 26 年 11 月 27 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第90号

平成26年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

平成26年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成26年11月27日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第91号

平成26年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

平成26年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成26年11月27日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第92号

平成26年度久喜市水道事業会計補正予算（第2号）について

平成26年度久喜市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成26年11月27日提出

久喜市長 田 中 暄 二



## 議案第93号

久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成22年久喜市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第2条 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

(久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第4条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

(久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第6条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正後の久喜市長及び副市長の給与等に関する条例及び第5条の規定による改正後の久喜市教育委員会教育長の給与等に関

する条例（以下これらを「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正前の久喜市長及び副市長の給与等に関する条例及び第5条の規定による改正前の久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

平成26年11月27日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

一般職職員の手当額との権衡を考慮し、議会の議員、市長及び副市長並びに教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改めたいので、この案を提出するものがあります。

議案第94号

久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号イ中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「7,100円」に改め、同号エ中「8,900円」を「10,000円」に改め、同号オ中「11,300円」を「12,900円」に改め、同号カ中「13,700円」を「15,800円」に改め、同号キ中「16,100円」を「18,700円」に改め、同号ク中「18,500円」を「21,600円」に改め、同号ケ中「20,900円」を「24,400円」に改め、同号コ中「21,800円」を「26,200円」に改め、同号サ中「22,700円」を「28,000円」に改め、同号シ中「23,600円」を「29,800円」に改め、同号ス中「24,500円」を「31,600円」に改める。

第17条の7第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)  
行政職給料表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	137,600	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100
	2	138,700	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600
	3	139,900	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100
	4	141,000	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600
	5	142,100	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500
	6	143,200	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800
	7	144,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000
	8	145,400	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200
	9	146,500	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300
	10	147,900	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,600
	11	149,200	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,900
	12	150,500	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	439,100
	13	151,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	441,300
	14	153,300	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	443,300
	15	154,800	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	445,300
	16	156,400	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	447,300
	17	157,700	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	449,300
	18	159,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	451,100
	19	160,700	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	452,900
	20	162,200	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	454,700
	21	163,600	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	456,500
	22	166,300	263,500	307,300	337,000	366,700	416,800	458,000
	23	168,900	265,400	309,400	339,100	368,700	418,800	459,500
	24	171,500	267,200	311,500	341,200	370,700	420,800	461,000
	25	174,200	269,200	313,400	342,800	372,700	422,900	462,500
	26	175,900	271,100	315,500	344,800	374,700	424,500	463,900
	27	177,600	273,000	317,600	346,800	376,700	426,100	465,300
	28	179,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,700	466,600
	29	180,800	276,700	321,700	350,600	380,300	429,400	467,800
	30	182,600	278,600	323,800	352,500	382,100	430,700	468,600
	31	184,400	280,500	325,900	354,400	383,900	432,000	469,400
	32	186,100	282,400	328,000	356,300	385,600	433,300	470,200
	33	187,700	284,100	329,600	358,200	387,400	434,600	471,000
	34	189,500	286,000	331,600	360,000	388,800	435,900	471,800
	35	191,300	287,900	333,700	361,800	390,400	437,200	472,600
	36	193,100	289,800	335,800	363,500	392,000	438,400	473,400
	37	194,700	291,500	337,700	365,000	393,700	439,700	474,200
	38	196,500	293,300	339,700	366,300	394,900	440,600	475,000
	39	198,300	295,100	341,700	367,700	396,100	441,500	475,800
	40	200,100	296,900	343,700	369,100	397,300	442,400	476,600

41	201, 800	298, 700	345, 600	370, 600	398, 400	443, 200	477, 400
42	203, 600	300, 400	347, 500	371, 500	399, 600	444, 000	478, 100
43	205, 400	302, 100	349, 400	372, 600	400, 800	444, 800	478, 900
44	207, 200	303, 800	351, 300	373, 700	402, 000	445, 600	479, 700
45	208, 800	305, 500	352, 800	374, 700	403, 000	446, 400	480, 500
46	210, 700	307, 200	354, 300	375, 600	403, 700	447, 200	481, 200
47	212, 600	308, 900	355, 800	376, 500	404, 400	448, 000	482, 000
48	214, 500	310, 600	357, 300	377, 400	405, 100	448, 800	482, 800
49	216, 300	311, 800	359, 000	378, 400	405, 900	449, 400	483, 600
50	218, 200	313, 400	359, 800	379, 200	406, 600	450, 200	484, 300
51	220, 100	315, 000	361, 000	380, 000	407, 300	451, 000	485, 100
52	222, 000	316, 600	362, 000	380, 800	408, 000	451, 800	485, 900
53	223, 700	318, 300	363, 000	381, 700	408, 800	452, 400	486, 700
54	225, 600	319, 900	364, 100	382, 400	409, 500	453, 200	487, 400
55	227, 500	321, 500	365, 100	383, 100	410, 200	454, 000	488, 200
56	229, 400	323, 100	366, 200	383, 800	410, 900	454, 800	489, 000
57	231, 000	324, 600	367, 100	384, 500	411, 600	455, 400	489, 800
58	232, 800	325, 800	367, 800	385, 100	412, 300	456, 200	490, 500
59	234, 500	327, 000	368, 500	385, 800	413, 000	457, 000	491, 300
60	236, 300	328, 200	369, 200	386, 500	413, 700	457, 800	492, 100
61	237, 700	329, 000	369, 800	387, 000	414, 300	458, 400	492, 900
62	239, 200	329, 900	370, 500	387, 700	415, 000	459, 200	493, 600
63	240, 700	330, 700	371, 200	388, 400	415, 700	460, 000	494, 400
64	242, 200	331, 500	371, 900	389, 100	416, 400	460, 800	495, 200
65	243, 600	332, 400	372, 400	389, 600	416, 900	461, 400	496, 000
66	245, 100	332, 800	373, 100	390, 300	417, 500	462, 200	496, 800
67	246, 600	333, 600	373, 800	391, 000	418, 200	463, 000	497, 500
68	248, 200	334, 400	374, 500	391, 700	418, 900	463, 800	498, 300
69	249, 500	335, 200	375, 000	392, 200	419, 400	464, 400	499, 100
70	251, 100	335, 900	375, 700	392, 900	420, 100	465, 200	
71	252, 700	336, 600	376, 400	393, 600	420, 800	466, 000	
72	254, 300	337, 300	377, 100	394, 300	421, 500	466, 800	
73	255, 700	337, 800	377, 600	394, 800	422, 000	467, 400	
74	257, 100	338, 400	378, 300	395, 500	422, 700	468, 200	
75	258, 500	339, 000	379, 000	396, 200	423, 400	469, 000	
76	259, 900	339, 600	379, 700	396, 900	424, 100	469, 800	
77	261, 100	340, 000	380, 200	397, 300	424, 600	470, 400	
78	262, 500	340, 500	380, 800	398, 000	425, 300	471, 200	
79	263, 900	341, 000	381, 400	398, 700	426, 000	472, 000	
80	265, 300	341, 500	382, 000	399, 400	426, 700	472, 800	
81	266, 600	342, 000	382, 700	399, 900	427, 200	473, 400	
82	267, 800	342, 500	383, 300	400, 600	427, 900	474, 200	
83	269, 100	343, 000	383, 900	401, 300	428, 600	475, 000	
84	270, 400	343, 500	384, 500	402, 000	429, 300	475, 800	
85	271, 500	344, 000	385, 100	402, 500	429, 800	476, 400	

86	272, 700	344, 500	385, 700	403, 200	430, 500	477, 200	
87	274, 000	345, 000	386, 300	403, 900	431, 200	478, 000	
88	275, 300	345, 500	386, 900	404, 600	431, 900	478, 800	
89	276, 400	345, 900	387, 600	405, 100	432, 400	479, 400	
90	277, 500	346, 400	388, 200	405, 800	433, 100	480, 200	
91	278, 600	346, 900	388, 800	406, 500	433, 800	481, 000	
92	279, 700	347, 400	389, 400	407, 200	434, 500	481, 800	
93	280, 900	347, 700	390, 100	407, 700	435, 000	482, 400	
94	281, 900	348, 200	390, 800	408, 400	435, 700		
95	282, 900	348, 700	391, 500	409, 100	436, 400		
96	283, 900	349, 200	392, 200	409, 800	437, 100		
97	284, 700	349, 500	392, 900	410, 300	437, 600		
98	285, 600	350, 000	393, 600	411, 000	438, 300		
99	286, 500	350, 500	394, 300	411, 700	439, 000		
100	287, 400	351, 000	394, 800	412, 400	439, 700		
101	288, 400	351, 300	395, 500	412, 900	440, 200		
102	289, 200	351, 700	396, 200	413, 600	440, 900		
103	290, 000	352, 100	396, 900	414, 300	441, 600		
104	290, 800	352, 500	397, 300	415, 000	442, 300		
105	291, 600	353, 000	398, 000	415, 500	442, 800		
106	292, 100	353, 400	398, 700	416, 200	443, 500		
107	292, 600	353, 800	399, 400	416, 900	444, 200		
108	293, 100	354, 200	399, 900	417, 600	444, 900		
109	293, 200	354, 700	400, 600	418, 100	445, 400		
110	293, 600	355, 100	401, 300	418, 800	446, 100		
111	293, 800	355, 500	402, 000	419, 500	446, 800		
112	294, 200	355, 900	402, 500	420, 200	447, 500		
113	294, 400	356, 400	403, 200	420, 700	448, 000		
114	294, 600	356, 800	403, 900	421, 400	448, 700		
115	295, 000	357, 200	404, 600	422, 100	449, 400		
116	295, 300	357, 600	405, 100	422, 800	450, 100		
117	295, 600	358, 100	405, 800	423, 300	450, 600		
118	295, 900	358, 500	406, 500	424, 000	451, 300		
119	296, 200	358, 900	407, 200	424, 700	452, 000		
120	296, 600	359, 300	407, 700	425, 400	452, 700		
121	296, 900	359, 800	408, 400	425, 900	453, 200		
122	297, 300	360, 200	409, 100		453, 900		
123	297, 700	360, 600	409, 800		454, 600		
124	298, 100	361, 000	410, 300		455, 300		
125	298, 200	361, 500	411, 000		455, 800		
126	298, 600	361, 900	411, 700		456, 500		
127	299, 000	362, 300	412, 400		457, 200		
128	299, 400	362, 700	412, 900		457, 900		
129	299, 600	363, 200	413, 600		458, 400		
130	300, 000	363, 600			459, 100		
131	300, 400	364, 000			459, 800		

132	300,800	364,400			460,500		
133	301,000	364,900			461,000		
134		365,300					
135		365,700					
136		366,100					
137		366,600					
138		367,000					
139		367,400					
140		367,800					
141		368,300					
142		368,700					
143		369,100					
144		369,500					
145		370,000					
146		370,400					
147		370,800					
148		371,200					
149		371,700					
150		372,100					
151		372,500					
152		372,900					
153		373,400					
154		373,800					
155		374,200					
156		374,600					
157		375,100					
158		375,500					
159		375,900					
160		376,300					
161		376,800					
162		377,200					
163		377,600					
164		378,000					
165		378,500					
166		378,900					
167		379,300					
168		379,700					
169		380,200					
170		380,600					
171		381,000					
172		381,400					
173		381,900					
174		382,300					
175		382,700					
176		383,100					
177		383,600					

	178		384,000					
	179		384,400					
	180		384,800					
	181		385,300					
	182		385,700					
	183		386,100					
	184		386,500					
	185		387,000					
	186		387,400					
	187		387,800					
	188		388,200					
	189		388,700					
	190		389,100					
	191		389,500					
	192		389,900					
	193		390,400					
再任用職員		214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300



第 2 条 久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の7第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

（久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正）

第 3 条 久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（平成24年久喜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

市費負担教職員給料表

職務の級	1 級
号給	給料月額(円)
1	195,100
2	196,800
3	198,400
4	200,100
5	201,900
6	203,600
7	205,300
8	206,900
9	208,700
10	210,600
11	212,500
12	214,400
13	216,100
14	218,100
15	220,100
16	222,100
17	224,000
18	226,700
19	229,400
20	232,100
21	234,900
22	237,800
23	240,700
24	243,500
25	246,200
26	249,000
27	251,800
28	254,600
29	257,400
30	260,000

31	262, 600
32	265, 200
33	267, 600
34	270, 200
35	272, 700
36	275, 200
37	277, 700
38	280, 200
39	282, 800
40	285, 400
41	287, 900
42	290, 500
43	293, 000
44	295, 500
45	297, 800
46	300, 400
47	303, 000
48	305, 700
49	308, 200
50	310, 700
51	313, 200
52	315, 700
53	318, 100
54	320, 300
55	322, 500
56	324, 700
57	327, 000
58	329, 200
59	331, 400
60	333, 500
61	335, 700
62	337, 900
63	340, 100
64	342, 300

65	344,300
66	346,500
67	348,700
68	350,900
69	352,900
70	355,000
71	357,100
72	359,200
73	361,000
74	362,900
75	364,900
76	366,800
77	368,800
78	370,500
79	372,200
80	373,900
81	375,400
82	376,900
83	378,400
84	379,900
85	381,000
86	382,400
87	383,800
88	385,200
89	386,500
90	387,800
91	389,100
92	390,400
93	391,800
94	393,100
95	394,400
96	395,700
97	397,100
98	398,100

99	399, 200
100	400, 300
101	401, 400
102	402, 500
103	403, 600
104	404, 700
105	405, 600
106	406, 600
107	407, 600
108	408, 600
109	409, 500
110	410, 400
111	411, 300
112	412, 200
113	412, 900
114	413, 700
115	414, 500
116	415, 300
117	416, 100
118	416, 900
119	417, 600
120	418, 400
121	419, 200
122	419, 700
123	420, 200
124	420, 700
125	421, 100
126	421, 600
127	422, 100
128	422, 600
129	423, 000
130	423, 500
131	424, 000
132	424, 500

133	424,900
134	425,400
135	425,900
136	426,400
137	426,800
138	427,300
139	427,800
140	428,300
141	428,700
142	429,200
143	429,700
144	430,200
145	430,600
146	431,100
147	431,600
148	432,100
149	432,500

## 附 則

( 施行期日等 )

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の久喜市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職職員の給与条例」という。）第 10 条第 2 項第 2 号及び別表の規定は平成 26 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から、第 17 条の 7 第 2 項第 1 号及び同項第 2 号の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

3 第 3 条の規定による改正後の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（以下「改正後の任期付市費負担教職員の給与条例」という。）別表第 1 の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

( 適用日前の異動者の号給の調整 )

4 適用日前に職務の級を異にして異動した一般職職員及び市長の定めるこれに準ずる一般職職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

( 給与の内払 )

5 改正後の一般職職員の給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の久喜市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

6 改正後の任期付市費負担教職員の給与条例の規定を適用する場合には、第 3 条の規定による改正前の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付市費負担教職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

( 市規則への委任 )

7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

平成 26 年 11 月 27 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

### 提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職職員等の給与を改定したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 95 号

### 久喜市難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例

久喜市難病患者見舞金支給条例（平成22年久喜市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱（平成17年10月 1 日施行）又は埼玉県小児慢性特定疾患医療給付事業実施要綱（平成17年 4 月 1 日施行）の」を「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7 条の規定若しくは児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第19条の 3 の規定又は埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱（平成17年10月 1 日施行）に」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受給資格の認定の申請をした者に係る久喜市難病患者見舞金の支給については、同日前までに当該支給の申請をした場合には、なお従前の例による。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

難病の患者に対する医療等に関する法律の制定及び児童福祉法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。



## 議案第96号

久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 基本方針（第2条・第3条）
- 第3章 人員に関する基準（第4条・第5条）
- 第4章 運営に関する基準（第6条―第30条）
- 第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第31条―第33条）
- 第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

#### 第2章 基本方針

##### （基本方針）

第2条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等

をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件)

第3条 指定介護予防支援事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 法人の役員や事業所の従業員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者(久喜市暴力団排除条例(平成25年久喜市条例第16号)第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。)ではないこと。

#### 第3章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに一以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

#### 第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得な

なければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
  - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するも

の

(2) ファイルへの記録の方式

- 7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (提供拒否の禁止)

第7条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第10条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(職務を証する書類の携行)

第11条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に職務を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定介護予防支援の業務の委託）

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため介護保険運営協議会（久喜市介護保険条例（平成22年久喜市条例第144号）第12条に規定する久喜市介護保険運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び第5章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第15条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市（法第53条第7項において読み替えて準用する第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたも

のに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

- 第16条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

- 第17条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

- 第18条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

- 第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保)

第20条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第21条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第22条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第24条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第25条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第26条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第27条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等(第6項において「指定介護予防支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければなら



い。

(事故発生時の対応)

第28条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第29条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第32条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第32条第14号に規定する評価の結果の記録

オ 第32条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第17条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第31条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう行われるとともに、医療サービ

スとの連携に十分配慮して行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合
- イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。
- (18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支

- 援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- (26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合

には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第33条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるように次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

#### 第6章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第34条 第2条及び第2章から前章（第27条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第19条」とあるのは「第34条において準用する第19条」と、第12条第1項中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の

額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年11月27日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第97号

### 久喜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、次条第1項に規定する職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

(職員の員数)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ右欄に定めるところによることができる。

- (1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の担当する区域に地域包括支援センターを設置する場合
- (2) 前項に規定する職員及びその員数によっては、地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると、介護保険運営協議会（久喜市介護保険条例（平成22年久喜市条例第144号）第12条に規定する介護保険運営協議会をいう。以下「運営協議会」という。）において認められた場合
- (3) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援



センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1,000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

- 3 一の地域包括支援センターが担当する区域の第 1 号被保険者の数がおおむね 6,000 人以上の場合で、一の地域包括支援センターを新たに設置しないときの人員配置基準は、第 1 項に定める職員の員数に規則で定める員数を加えるものとする。

（適切、公正かつ中立な運営）

第 4 条 地域包括支援センターは、運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営の確保に努めなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 11 月 27 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定めたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 98 号

### 久喜市保育所条例の一部を改正する条例

久喜市保育所条例（平成22年久喜市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。

第6条各号を次のように改める。

- (1) 月曜日から金曜日までの保育標準時間（久喜市保育の必要性の認定基準に関する条例（平成26年久喜市条例第21号。以下この条において「条例」という。）第3条第1号に規定する保育標準時間をいう。）は、午前7時30分から午後6時30分までとする。
- (2) 月曜日から金曜日までの保育短時間（条例第3条第2号に規定する保育短時間をいう。）は、午前8時30分から午後4時30分までとする。
- (3) 土曜日は、午前7時30分から午後1時30分までとする。

#### 附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

平成26年11月27日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布及び児童福祉法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第 99 号

久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童クラブ条例（平成22年久喜市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の低学年の」を「に就学している」に改める。

第 3 条第 1 号中「第 6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 3 第 2 項」に改める。

第 4 条第 1 号中「放課後」を「授業の終了時」に改める。

第 6 条第 1 号中「の第 1 学年から第 3 学年までの」を「に就学している」に改める。

第 7 条の見出しを「（支援員）」に改め、同条第 1 項中「放課後児童クラブ指導員（以下「指導員）」を「放課後児童クラブ支援員（以下「支援員）」に改め、同条第 2 項中「指導員」を「支援員」に改める。

別表第 1 久喜市立鷺宮東コミュニティセンター学童クラブの項を次のように改める。

久喜市立東鷺宮学童クラブ	久喜市桜田 3 丁目 10 番 2	80 人
--------------	-------------------	------

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 11 月 27 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布及び児童福祉法の一部改正並びに久喜市立鷺宮東コミュニティセンター学童クラブの移転に伴い、この案を提出するものであります。

議案第 100 号

久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険条例（平成22年久喜市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「別表第 2 第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料の項注 7」を「別表第 2 第 2 章第 2 部の歯科訪問診療料の項注 8」に改める。

第 6 条第 1 項中「39万円」を「40万 4 千円」に改める。

第 8 条第 1 項中「第72条の 5」を「第72条の 4」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項及び第 8 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

平成 26 年 1 1 月 2 7 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

診療報酬の算定方法の一部改正及び健康保険法施行令の一部改正等に伴い、この案を提出するものであります。

議案第 101 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称  
久喜市立のぞみ園
- 2 指定管理者として指定するもの  
埼玉県久喜市六万部 1435 番地  
社会福祉法人啓和会  
理事長 新 實 啓 悦
- 3 指定の期間  
平成27年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

平成 26 年 11 月 27 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市立のぞみ園の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 102 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称  
久喜市偕楽荘
- 2 指定管理者として指定するもの  
埼玉県久喜市北青柳 1364 番地  
社会福祉法人久喜同仁会  
理事長 土 屋 與 之
- 3 指定の期間  
平成27年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日まで

平成 26 年 11 月 27 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市偕楽荘の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものであります。